

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成25年 5月17日

**【会社名】** ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

**【英訳名】** Helios techno Holding Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 斉 藤 定 一

**【本店の所在の場所】** 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

**【電話番号】** 079-263-9500

**【事務連絡者氏名】** 取締役統括管理部長 川 坂 陽 一

**【最寄りの連絡場所】** 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

**【電話番号】** 079-263-9500

**【事務連絡者氏名】** 取締役統括管理部長 川 坂 陽 一

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

株式会社大阪証券取引所  
( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1 【提出理由】

当社は平成25年5月10日開催の取締役会において、株式会社関西技研（本社：兵庫県姫路市 代表取締役 石井正人、以下「関西技研」）の株式を取得し、その後、当社を完全親会社、関西技研を完全子会社とする簡易株式交換（以下「本件統合」）を行うことを決議し、同日付で株式売買契約及び株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### （1）当該株式交換の相手についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社関西技研
本店の所在地	兵庫県姫路市広畑区西蒲田1690番地
代表者の氏名	代表取締役社長 石井 正人
資本金の額	29,100千円（平成24年12月31日現在）
純資産の額	191,909千円（平成24年12月31日現在）
総資産の額	294,133千円（平成24年12月31日現在）
事業の内容	技術者派遣、機械設計

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（平成24年12月31日現在）

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高	312,033千円	307,122千円	228,868千円
営業利益	9,300千円	17,969千円	5,908千円
経常利益	15,248千円	18,524千円	10,813千円
当期純利益	10,139千円	12,248千円	2,769千円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
石井正人	46.7%
越智信吾	17.2%
今井純一	14.1%
田村公一	12.4%
河野稔	6.9%

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

## (2) 当該株式交換の目的

当社グループの連結子会社日本技術センターは、技術者派遣を中心とした人材派遣業を中核に、液晶検査装置等の産業機器製造事業も含め、地域経済の発展に寄与してまいりました。永く続いていた停滞する経済の影響下から、環境が変化し、企業のニーズも多様化してまいりました。その中で、人材ビジネスの規模の拡大とともに、競争も激化するとの観点から、企業のニーズを的確に捉え、顧客満足度の向上と雇用創造の実現を目指すためには、最適なソリューションをタイムリーに提供できる体制作りが必要となつてきております。

両社は、このような厳しい環境の下、経営理念や営業戦略を共有し、それぞれが持つ技術力及びノウハウを結集することで、有益なシナジーの創出が可能になると判断し、本件統合を決定いたしました。

## (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

## 株式交換の方法

当社を完全親会社、関西技研を完全子会社とする株式交換であります。関西技研の株主には、本株式交換の対価として、当社が保有する自己株式を割当てします。

なお、本株式交換は、完全親会社となる当社については、会社法796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに、完全子会社となる関西技研については、平成25年6月21日開催予定の株主総会において承認を受けた上で、平成25年8月1日を効力発生日として行う予定であります。

## 株式交換に係る割当ての内容

会社名	ヘリオス テクノ ホールディング株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社関西技研 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1,540
株式交換により 交付する株式数	普通株式 315,700株 なお、ヘリオス テクノ ホールディング株式会社は、その保有する自己株式315,700株を株式交換による株式の割当てに充てたいします。	

(注1) 株式の割当比率

株式会社関西技研株式1株に対して、当社株式1,540株を割当て交付いたします。ただし、上記の株式交換比率は、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更することがあります。

(注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を取引所において売却することができませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におきましては、当社の株式に関する買取制度をご利用いただくことができます。

株式交換契約の内容

当社が関西技研との間で、平成25年5月10日に締結した株式交換契約書の内容は、次のとおりであります。

株 式 交 換 契 約 書

ヘリオステクノホールディング株式会社(以下「ヘリオステクノHD」という。)及び株式会社関西技研(以下「関西技研」という。)は、平成25年5月10日(以下「本締結日」という。)、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本株式交換)

本契約の規定に従い、関西技研は、ヘリオステクノHDを関西技研の株式交換完全親会社、関西技研をヘリオステクノHDの株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、ヘリオステクノHDは、本株式交換により、関西技研の発行済株式(ヘリオステクノHDが有する関西技研の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

ヘリオステクノHD及び関西技研の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) ヘリオステクノHD(株式交換完全親会社)

商号：ヘリオステクノホールディング株式会社

住所：兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

(2) 関西技研(株式交換完全子会社)

商号：株式会社関西技研

住所：兵庫県姫路市広畑区西蒲田1690番地

第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項)

1. ヘリオステクノHDは、本株式交換に際して、本株式交換によりヘリオステクノHDが関西技研の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における関西技研の株主(但し、ヘリオステクノHDを除く。以下「対象株主」という。)に対し、関西技研の株式に代わり、その有する関西技研の株式の数の合計に1,540を乗じて得た数のヘリオステクノHDの株式を交付する。

- ヘリオステクノHDは、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する関西技研の株式1株につき、ヘリオステクノHDの株式1,540株の割合をもって割り当てる。

#### 第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加すべきヘリオステクノHDの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に従いヘリオステクノHDが適当に定める。

#### 第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成25年8月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、ヘリオステクノHDは、関西技研と協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

- ヘリオステクノHDは、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に際して、本契約について会社法第795条第1項に基づく株主総会による承認を受けない。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約に関してヘリオステクノHDの株主総会による承認を受けることが必要となった場合、ヘリオステクノHDは、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。
- 関西技研は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

#### 第7条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）

本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、ヘリオステクノHD又は関西技研の経営、事業、財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、ヘリオステクノHDは、関西技研と協議の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

#### 第8条（本契約の効力）

本契約は、(i)第6条第1項但書に定めるヘリオステクノHDの株主総会の承認が得られない場合、(ii)第6条第2項に定める関西技研の株主総会の承認が得られない場合、(iii)前条に基づき本契約が解除若しくは本株式交換が中止された場合、又は(iv)本締結日以降本効力発生日の前日までにヘリオステクノHDが関西技研の株主より同社の株式を合計292株以上取得できない場合には、その効力を失う。

#### 第9条（誠実協議）

ヘリオステクノHD及び関西技研は、本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、ヘリオステクノHD及び関西技研それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年5月10日

ヘリオステクノHD：兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地  
ヘリオステクノホールディング株式会社  
代表取締役 斉藤 定一

関西技研：姫路市広畑区西蒲田1690番地  
株式会社関西技研  
代表取締役 石井 正人

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、慎重に算定を実施しました。

両社の株式価値算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所および大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しており、市場価値が散在することから市場株価平均法を、関西技研については、簿価純資産法及びDCF法を採用し、算定を行いました。

当社は、株式交換比率の分析結果を慎重に検討し、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議をいたしました。その結果、平成25年5月10日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を合意いたしました。

(5) 算定機関との関係

今回の算定に関しては、第三者たる算定機関に算定を依頼しておりません。

(6) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
本店の所在地	兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地
代表者の氏名	代表取締役社長 斉藤 定一
資本金の額	2,133,177千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループ全体の戦略策定並びに経営管理